

一般財団法人島根県社会保険協会 会費に関する規程

第1条 この法人の定款第6条に基づく会費の額は、別表のとおりとする。

第2条 継続会員は、毎年1月1日における被保険者数を算定基礎とした会費を、新年度に納めるものとする。

2 年度中途に入会した会員の会費算定基礎の被保険者数は、入会の日現在における被保険者数とする。

3 毎年1月2日～3月31日の間に入会した会員で、次年度の会費算定基礎の被保険者数は、入会の日現在における被保険者数とする。

第3条 会費は、毎年4月末日までに納付するものとする。

ただし、前条2項、3項に規定する会員は、送付された納付書により速やかに納付するものとする。

第4条 会費納付後に会員を退会しても、すでに納付した会費の返還はしない。

附 則

この規程は、一般財団法人島根県社会保険協会設立登記の日から施行する。